

空き家改修事業について

【空き家改修事業補助金の手続きについて】

- 空き家バンクへの登録が必要です。(空き家バンク物件への入居は地域づくり活動や自治会加入に積極的参加する方をお願いしています。)
- 所有者が申請者になるタイプと所有者の同意を得て入居者が申請者になるタイプがあります。
- 原則、入居する前に改修をすることが要件です。(Uターン者が申請者になる場合は、移住後1年以内であれば申請可能です。)
- 申請に関する手順は、この図の①～⑩の順に進みます。
- 補助金の交付決定等に関わらず、工事代金の支払をしてください。(提出された書類の精査や検査日程の調整などにより時間がかかることがあります。)
- この補助金を使われた物件は10年間Uターン者用の賃貸物件として使用する又は10年間対象物件に住み続けなくてはなりません。(売却した場合や自宅や家族の離れとして使用した場合は補助金返還となります。また、10年間は毎年、所有者に対して利用状況に関する調査が行われます。)

